

# 平成21年度第12回庁議 会議録

[日 時] 平成22年2月12日（金） 午前8時30分～午前10時

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

※経済部は総括次長代理出席。

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

※会派説明報告（企画部）

(2) 議会答弁課題進捗状況について (関係部局)

(3) 平成22年施政方針（案）について (企画部)

3 連絡事項

(1) 平成22年度定員管理計画について (総務部)

1 市長あいさつ

おはようございます。本日の庁議は、22日開会予定の市議会定例会の提出議案についてですが、昨年から予算特別委員会の関係で開会が早くなっています。それに対応した会派説明については、今週の月曜日から水曜日にかけていたしております。1月にも会派説明をしておりますが、会派説明での質疑応答などよく研究をして3月市議会に向けて各部局で質問が予想される項目については、事前に準備するなど遺漏のない対応をお願いしたいと思っております。

2 議事

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

市長 それでは、議事に入る。

市議会定例会提出議案についてということであるが、その前に会派説明の報告を企画部から願います。

<企画部長>

6項目の概要について説明する。

1点目は、平成22年度当初予算及び平成21年度3月補正予算について企画部から説明した。主な意見としては、有害鳥獣の駆除について、イノシシの駆除のための予算計上を増やしているが、サルも含めた根本的な対策を確立する必要があるのではないか、また、緊急雇用介護雇用プログラ

ム事業費については、具体的な事業の流れや対象人員について興味を持たれているようであった。コンピューターのシステム変更経費については、当初予算、補正予算に計上しているが、契約金額について、相手の言うがままではないか、チェックできる体制になっているのかという指摘があった。また、環境自治体会議に関する経費について、その規模や内容についての質問があった。また、新規事業であるが、民間木造住宅耐震改修補助事業については、補助対象条件や上限の金額等のしつもんがあった。また、放課後児童クラブの整備について、学校の余裕教室の活用という点で、プレハブを建てるのではなく、もっと工夫できないかという指摘があった。また、地域主導型公民館で主事を引き上げることにについて、その支援体制や人員配置についてどう考えているかという質問があった。

2点目の新居浜駅前土地区画整理事業32街区(大街区区画B)民有地買収については、買収対象者との交渉状況、現時点で皆さん売ってくれるのか等の質問があった。

3点目の庁内プロジェクトによる芸術文化施設の検討結果については、基本的に芸術文化施設の建設に疑問をもたれている方もおられるなかで、文化センターの改築をすべきではないか、また、文化センターと郷土美術館との棲み分けについての質問、また、芸術文化施設の年間の利用者数をどう見込んでいるか、効果としてどうみているか、建設後の運営体制が重要であるという認識を進めていってほしいという意見があった。太鼓台の関係であるが、そのスペースの運営の仕方、また、前回の計画から変わっている点として、列車から見えない位置となっているがその理由についての質問があった。芸術文化施設というのは、格調高いものであるという認識を持っているが、いろいろな機能を詰め込みすぎているのではないかという意見があった。

4点目の防災行政無線整備事業については、消防無線との関係、ケーブルテレビと接続をするが、市民に具体的にどういう風に情報提供されてくるのか、今後のランニングコストについての質問があった。

5点目の国民健康保険料率の改正については、低所得者への影響、23年度以降の引き上げはあるのか、との質問のなかで、医療費が県下のなかで新居浜市が一番である、ただし、保険料が安いという環境なかでほぼやむを得ないのではないかという意見があった。

6点目の小・中学校関連事業について、耐震補強の工事について、22年度は違うが、その後またピタコラム工法をやるのか、その手法が最善か検証すべきであるという意見があった。パソコンに関しては、パソコン教室のパソコンの台数は増えるのか、また、教師に1台ずつ配置することになっているがそれは必要なのかという意見、運動場排水工事の今後の予定はどうなっているかという質問があった。

市長 以上のようなことなので、準備をしておいてください。

続いて、市議会定例会提出議案について、議案に沿って、経済部、建設部と順番に説明をお願いします。

<別添資料、市議会定例会提出議案関係資料に沿って説明>

<経済部総括次長>

報告第1号、専決処分報告について説明する。平成21年11月3日午前10時ごろ、主要地方道新居浜別子山線(別子山乙555番地の71地先路上)において、次の停留所に向け南進中の

新居浜市別子山地域バスが前方不注意により、相手方の測量機器に接触し、破損させた交通事故について、損害賠償の額を決定したものである。損害賠償額については、当事者との協議及び日本興亜損害保険株式会社の査定により、測量機器の修理に要する費用26万8,590円と決定したものである。損害賠償額については、全額、日本興亜損害保険株式会社から一般自動車総合保険により支払われる予定となっている。

次に、議案第11号、新居浜市農業近代化資金及び漁業近代化資金の利子補給に関する条例の制定について説明する。本議案は、農業協同組合以外の民間の銀行等の農業分野への関心が高まり、農業経営を取り巻く環境の変化に対応して、県においても昨年末農協以外の民間の銀行等が新たに農業者向け農業近代化資金の取扱いを開始できるように要綱改正したことに伴い、本市においても民間の銀行等が行う当該資金の融資に対し、利子補給できるようにすることへの対応並びに昭和37年に制定され、昭和47年から数十年改正されていない現条例について、県が行う農業近代化資金及び漁業近代化資金利子補給制度との整合性を図るため、本条例の全部を改正し、所要の条文整備等を行い提出したものである。なお、この条例は、公布の日から施行し、同日以降に行われる利子補給について適用したいと考えている。

<建設部長>

議案第1号、「市道路線の認定及び廃止について」説明する。今回、認定する路線は、20路線ある。その内、路線番号536号、中央環状線であるが、道路建設事業による起終点の変更に伴い、一旦廃止し、変更して認定しようとするものである。1013号から1028号までの16路線は、開発道路で寄附をうけたもの1029号から1031号までの3路線は、道路建設事業によるものである。なお、今回の市道認定により、認定路線数は、1031路線、総延長約510キロメートルとなる。

次に、議案第2号、「工事請負契約について」説明する。本工事は、新居浜市立養護老人ホーム慈光園建設建築主体工事であり、主として、環境上の理由及び経済的理由から居宅での生活が困難な65歳以上の高齢者を入所させ、自立した日常生活や社会的活動への参加に必要な援助を行うための養護老人ホームを建設しようとするものである。建設場所は、西の土居町一丁目乙144番1外を予定しており、建物の構造・規模は、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積4,988.21㎡となっている。部屋の構成については、1階に居室24部屋、事務室、職員室、食堂、集会室、浴室など、2階には、居室32部屋、夫婦部屋2部屋、ショートステイ2部屋、家族部屋1部屋、職員室、談話コーナー、洗濯室など、3階には、居室40室、職員室、談話コーナー、洗濯室などとなっている。居室、夫婦部屋、ショートステイの合計は、100部屋となる。エレベーターは、2機設置することとしている。また、別途工事として、電気設備工事、太陽光発電LED照明設備工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、外構整備工事などを予定している。

次に、議案第8号、「新居浜市市営活性化推進住宅条例の一部を改正する条例の制定について」説明する。本議案は、平成21年度活性化推進住宅整備事業により建設中の瓜生野第2団地を公の施設として管理するため及び別子山肉淵地区で実施した国土調査により肉淵団地が所在する地番

が変更されたことから、条例別表を改正しようとするものである。なお、この条例は、平成22年4月1日から施行したいと考えている。

<総務部長>

総務部から、議案第3号から議案第6号まで及び追加予定の財産の取得議案、工事請負契約の変更議案並びに人事議案について説明する。

議案第3号、「新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」説明する。本議案は、特に長い時間外労働を、強力に抑制し、また、こうした時間外労働を命ぜられた労働者に休息の機会を与えることを目的とした、時間外労働賃金率の割増等を内容とする労働基準法の改正法が平成20年12月に公布され、平成22年4月1日から施行されることとなっている。昨年8月の人事院勧告においても、同改正を一般職の国家公務員について導入すべきとされたことを踏まえ、同年11月に「一般職の職員の給与に関する法律」及び「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」が改正され、一般職の国家公務員について、時間外勤務手当の支給割合の一部引上げ及び当該引上げ分に対応する「代休時間指定制度」の新設が行われた。本議案は、労働者の時間外勤務の抑制とその健康の確保を目指し、このように国全体として法体系の整備を行っていることを受けて、本市の一般職の職員についても、国の取扱いと同様の措置を講ずることとするため、条例の一部を改正しようとするものである。

まず、この改正条例第2条「新居浜市職員の給与に関する条例の一部改正」についてである。時間外勤務手当について規定している第14条に4項を加える改正を行うこととし、まず第4項については、1月当たり60時間を超えて勤務した場合の時間外勤務手当について、当該60時間を超えた部分に限り、支給割合を100分の150に引き上げること等につきまして規定するものである。次に第6項については、先の第4項に規定している月に60時間を超えた部分に係る時間外勤務手当の割増分の支給に代えて、対象職員がこの改正条例第1条に規定している代休時間を指定され、その指定された日又は時間に当該職員が勤務しなかった場合には、当該代休時間に対応する割増分の時間外勤務手当を支給しないことを規定するものである。ほか、第5項、第7項については、制度の導入に当たり必要となる勤務時間及び給与についての調整について規定している。

次に、この改正条例第1条「新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正」についてである。第8条の3として1条を加える改正を行うこととし、時間外勤務が月に60時間を超えた場合の、当該超えた部分に係る今回措置する時間外勤務手当の割増分について、当該割増分の支給に代えて、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間を指定することができる制度、時間外勤務代休時間を新設するものである。

次に、この改正条例第3条「新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正」についてであるが、第8条に1項を加える改正を行うこととし、制度の導入に当たり必要となる勤務時間及び給与についての調整について規定している。なお、この条例は、労働基準法の改正法及び一般職の国家公務員に係る改正法の施行日に準じて、平成22年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第4号、「新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一

部を改正する条例」の制定についてである。改正の内容についてであるが、議会議員の議員報酬月額並びに特別職の職員のうち市長及び副市長の給料月額につきましては、新居浜市特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、その他の特別職の職員及び教育長の給料月額については、これらの改定に準じて、それぞれ平成22年4月1日から0.18%引き下げようとするものである。なお、この条例は、平成22年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第5号、「新居浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定についてである。改正の内容についてであるが、第6条第1項及び別表中の報酬額の改定については、附属機関の委員等の報酬に係る勤務1月当たりの限度額及び特別職の非常勤職員の報酬月額について、新居浜市特別職報酬等審議会の答申に基づく市長等の給料改定率に準じて、それぞれ平成22年4月1日から0.18%引き下げようとするものである。

次に、別表備考の改正についてであるが、1点目としては、現行の備考を備考第1項とするとともに、投票管理者及び投票立会人については、その勤務が継続して翌日にわたることが想定されないので、同項に規定している、選挙に係る勤務が継続して翌日にわたった場合の特例の対象から、これらの職員を除こうとするものである。2点目としては、同備考に第2項及び第3項を加えて、開票の事務を選挙会の事務に併せて行わない場合の選挙長及び選挙立会人については、その選挙会に係る勤務が、開票の事務を併せて行う場合と比較して短時間で終了するものとなることから、その場合の選挙会に係る報酬額を半額とするため、また、今後、投票立会人の確保をしやすいするため、立会時間を従来の2分の1として選任することを想定していることから、立会時間が投票所を開いている時間の2分の1以下である場合の投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人については、その報酬額を半額とするため、これら選挙事務に係る特別職の非常勤職員の報酬額に特例を設けようとするものである。なお、この条例は、平成22年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第6号、「新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」の制定についてである。国家公務員においては、昨年4月に退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する国民の信頼確保に資するため、退職手当支払後に、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職をした者に退職手当の返納を命ずることができることとする等、退職手当について新たな支給制限並びに返納及び納付の制度が設けられたが、地方公務員の退職手当制度は、従来から国家公務員の退職手当制度を基本とすべきものとされているため、本市においても、これら新たな制度を創設した国家公務員退職手当法の一部改正に準じて、所要の措置を講じようとするものである。改正の内容についてであるが、第2条の2から第10条第2項までの改正並びに改正後の第19条及び20条については、新たな支給制限及び返納等の制度を規定するために必要となる条文の体系の見直し及び文言の修正等の所要の条文整理を行うものである。

次に改正後の第11条については、支給制限処分や返納命令処分等の要件となる「懲戒免職等処分」及び処分の実施主体となる「退職手当管理機関」を定義しようとするものである。

次に、改正後の第12条については、退職手当管理機関は、懲戒免職等処分を受けて退職をした者及び失職又はこれに準ずる退職をした者に対して、退職手当の支給制限処分を行うことができる

ことを規定するものである。

次に、第13条から第18条までの6条を条例に追加しようとする改正についてであるが、まず、第13条については、退職手当管理機関は、職員が刑事事件に関し起訴をされ、その判決の確定前に退職をした場合等においては、退職手当の支払差止処分を行うことを原則とすることを規定し、退職手当の支給制限制度の創設に併せて、改正前の第12条「起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い」に係る規定を再構成するものであるとともに、職員に対して、懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったときは退職手当の支払差止処分を行うことができること、遺族等に対する支払差止処分及び支払差止処分を義務的に取り消さなければならない要件について、規定の整備をするものである。

次に、第14条については、退職手当管理機関は、退職後、退職手当が支払われる前に退職をした者が、刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合、再任用期間中に在職期間中の行為に関し再任用職員等に対する免職処分を受けた場合、又は退職手当管理機関が、退職をした者について、退職後に在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた場合には、退職手当の支給制限処分を行うことができることを規定するとともに、遺族等に対しまして退職手当が支払われる前に、退職手当管理機関が在職期間中の非違行為に関し懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた場合にも、同様に支給制限処分を行うことができると及び支給制限処分の理由が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認めた場合であるときは、退職した者及び遺族等の意見を聴取することを退職手当管理機関に義務づけることを規定するものである。

次に、第15条については、退職手当管理機関は、退職した者に対する退職手当について、返納命令処分を行うことができることを規定するものである。改正前の第12条の3において、退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関して禁錮以上の刑に処せられた場合には、退職手当の返納命令処分を行うことができるとされていたが、返納事由を拡大し、在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合又は在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められた場合についても、返納命令処分を行うことができるとした。なお、返納命令処分を行いうる期間は、退職をした者の退職の日から5年以内である。

次に、第16条については、退職手当管理機関は、職員が死亡による退職をした場合における退職手当の受給者とされている遺族に対して、退職をした者に在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認めた場合には、返納命令処分を行うことができることを規定するものであり、従来の返納命令処分の対象者を拡大するものである。この場合の返納命令処分を行いうる期間は、退職をした者の退職の日から1年以内である。

次に、第17条については、退職手当管理機関は、退職をした者又は死亡による退職の場合の遺族が返納命令処分を受けることなく死亡した場合において、退職手当の受給者の相続人に対して、退職の日から6月以内に、退職をした者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知を行ったときにおいては、通知が相続人に到達した日から6月以内に限り、相続人に対して、退職をした者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、納付命令処分を行うことができること、その他、退職

した職員に在職中非違があり、退職手当の支給を行うことが不相当であると判断される事例について、同様に、相続人に対し納付命令処分を行うことができることを規定するものである。

次に、第18条については、退職手当管理機関が、退職手当の支給制限等の処分を行う場合には市長の附属機関として設置する退職手当審査会に諮問しなければならないこと、懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められたことを理由とする支給制限処分及びすべての返納・納付命令処分を行う際には退職手当審査会へ諮問しなければならないこと並びに遺族等に対する支給制限処分及び返納命令処分等を行う場合にこれらの処分を受けるべき者から退職手当審査会に対して意見陳述を求める申立てがあった時には、その機会を付与しなければならないこと等について規定するものである。なお、この条例は、平成22年4月1日から施行し、同日以後の退職に係る退職手当について、適用したいと考えている。

次に、追加予定の財産の取得についてである。本議案は、高度情報通信ネットワーク社会が進展する中で、子どもたちが、コンピュータやインターネットを活用し、情報社会に主体的に対応できる「情報活用能力」を育成するため、また、教員のICT活用指導力の育成、校務の効率化及び個人情報保護の面からも、学校における情報通信環境整備は不可欠であることから、市内全小中学校において、情報通信機器等を、国の補助を受け、取得しようとするものである。情報通信機器等の概要でございますが、ハードウェアといたしましては、児童生徒の教育用パソコン683台、教員の校務用パソコン643台、また、これらの周辺機器としてプリンタ・サーバなどで、ソフトウェアとしては、ワープロ・表計算・プレゼンテーションソフト、教育用ソフト、セキュリティソフトなどである。

次に、工事請負契約の変更についてである。本工事は、東田二丁目から、国領一丁目などの船木地区を含む国領排水分区136.2haの浸水解消を目的に、国道11号の上り車線に内径1,800mmの雨水管を埋設し、国領川へ排水するもので、平成21年9月議会での議決を経て着工したものである。履行期限は、平成23年2月25日、請負金額は、2億2,505万5,950円、請負業者は、白石建設工業株式会社となっている。この度の変更契約の項目は、請負金額の増額と履行期限の延長である。まず、請負金額の増額についてであるが、本工事の大部分は推進工法での施工となっており、推進機械や管材料を地中へセットする発進立坑を掘削したところ、埋設深さ付近に最大で700mm程度の礫の存在が確認され、また、500mm程度の礫も多数確認された。当初設計では、地質調査の結果から、最大礫径を300mm程度と想定し、それに見合う礫取込み型の推進機械を選定し積算したが、先に申し上げたとおりの土質の状況から、この機械では施工が困難であるため、礫破碎型の機械に変更し、確実な施工を図るものである。推進機械の変更に伴い、日当たり推進距離が当初設計よりも減少し、推進日数が増加することから、機械器具損料が増大し、増額変更となるもので、その他の工事内容に変更はない。次に、履行期限の延長についてである。本工事は平成21年度、平成22年度の継続費により執行しており、推進機械の変更により、機械の製作や日当たり推進距離の減少に伴い工事期間の延長が必要となりますことから、変更後の履行期限を平成23年3月31日とするものである。

次に、人事議案、2件である。まず、新居浜市監査委員の選任については、新居浜市監査委員、神野哲男氏は、平成22年3月31日をもって、任期が満了いたしますので、新たに委員の選任を必要とするため、議会の同意を求めるものである。次に、新居浜市公平委員会の委員の選任については、新居浜市公平委員会の委員、原 敏彦氏は、平成22年3月30日をもって、任期が満了するので、新たに委員の選任を必要とするため、議会の同意を求めるものである

<企画部長>

議案第7号、議案第12号から22号までの当初予算、議案第25号から29号までの補正予算について説明する。

まず、議案第7号、「新居浜市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」説明する。本議案については、東予港東港地区及び多極型産業用地の2か所の工業用地造成事業の実施に伴い、新居浜市工業用地造成事業特別会計を新たに設置するため、本案を提出するものである。

次に、議案第12号から議案第22号までの平成22年度当初予算議案について、「平成22年度当初予算案の概要」に沿って、一括して説明する。

一般会計当初予算の規模は、460億3,748万9千円、対前年度比で、58億9,364万8千円、14.7%の増となっております。増加の原因であるが、こども手当が約13億円、介護基盤緊急整備事業が約7億円など国からの通り抜けといった要因、慈光園建設事業が約13億円、防災行政無線が2億8千万円、小学校耐震補強事業が約12億円、上部東西線が2億円、区画整理事業が4億円など普通建設事業費の増加などが要因となっている。

また、特別会計は、316億1,440万1千円で対前年度比19億9,117万8千円、5.9%の減、企業会計は、32億7,393万1千円で、1億2,318万1千円、3.6%の減、全会計では37億7,928万9千円、4.9%の増となっている。

次に、歳入の主な項目についてである。まず、市税についてであるが、景気低迷の影響から個人市民税が6.1%の減、法人市民税が9.2%の減など、市税全体では21年度よりも2.2%減の175億1,238万5千円を見込んでいる。

地方交付税については、平成21年度の市税収入が前年度よりも減少する見込みであることによる基準財政収入額の減少と、新たに設けられる「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」などにより、対前年度比で、14億1,500万円、35.1%の増、また、普通交付税の振替分である臨時財政対策債も、算定方法が改定されたことにより、大幅に増加しており、臨時財政対策債も含めた実質的な交付税額は、約26億円、47%の増加となっている。

市債については、臨時財政対策債の増加のほか、普通建設事業債も増加しており、対前年度比で62.1%増の70億1,070万円となっている。これにより、平成22年度末の市債残高は524億4,770万1千円になる見込である。

次に、歳出についてである。性質別に整理をしているが、人件費は、退職手当の増加等により、対前年度比3.3%の増の79億6,955万4千円、扶助費は、子ども手当の増加等により、対前年度比23.6%の増の92億8,898万7千円となっております。公債費は、58億694万円で6.4%の減となっている。これについては、21年度まで実施していた補償金免除繰上償

還が21年度で一区切りがつき、さらに22年度から3年間延長されることになっているが、当初計上していないためである。

以上、義務的経費比率、人件費、扶助費、公債費総額の予算総額に占める割合は、50.1%となっている。

次に、普通建設事業は、84億9,205万円、対前年度比で約40億円、88.7%増となっている。補助事業では小・中学校耐震補強対策事業、介護基盤緊急整備事業、土地区画整理事業など、単独事業では慈光園建設事業、防災行政無線整備事業などの増加によるものである。

主要事業の内容、補助金の状況、予算額前年度対比及び特別会計については、時間の都合で省略する。

次に、議案第25号から議案第29号までの平成21年度3月補正予算について説明する。

まず、「平成21年度3月補正予算案(第8号)」から説明する。今回の補正は、国の第2次補正予算に伴う「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」に対応して「くすのき園整備事業」等について措置するものである。この予算については、国の経済対策で編成をし、2億7,124万8千円を予算編成するが、本市としても、早急に対応する必要があるため、議会の開会日に委員会等を開催いただき、議決をする方向で進んでいる。

続いて、「平成21年度3月補正予算案(第9号)」について説明する。一般会計では「地域情報通信基盤整備事業」、「上部東西線改良事業(街路)」等の公共事業をはじめ、「生活路線維持運行対策費」、「子ども手当事務費」等の施策費、単独事業及び経常経費について補正額1億1,866万円を減額するものである。

#### <教育委員会事務局>

教育委員会事務局からは、条例議案と追加提案を予定している和解案件につきまして説明する。

まず、条例案件である議案第9号、「新居浜市地域交流センター設置及び管理条例の制定について」である。本議案は、地域住民の方の相互交流及び地域活動の支援、生涯学習並びに社会教育推進の拠点施設として建設を進めてきた新居浜市地域交流センターが平成22年4月に供用開始することから、当施設の適正な管理と運営を図るため条例を制定しようとするものである。条例の内容としては、第1条では、設置目的、第2条では、施設の名称と位置、第3条では、事業内容、第4条では、使用許可の手続き、第5条では、使用許可を制限する事項、第6条では、使用許可の取消しを行う事項等、第7条では、目的外使用等の禁止、第8条では、特別の設備等を使用する場合の手続きについてそれぞれ定めている。次に、第9条では、使用を終了したとき等には原状回復の義務を課すこと、第10条では、施設をき損したとき等には損害を賠償すること、第11条では、運営審議会を設置することを定めている。次に、第12条から第14条までは、管理を指定管理者に行わせることができること、指定管理者が行う業務の範囲等について定め、第15条では、条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則へ委任することとしている。また、附則において新居浜市立金子公民館を廃止することを規定している。なお、この条例は平成22年4月1日から施行したいと考えている。

次に、追加提案を予定している和解案件である。これは、平成21年9月13日に東中学校の屋外倉庫等が焼失した事件において、この事件に関わった中学生4名の保護者に対して損害賠償の請求をするもので、賠償債務約255万円の4分の1ずつを保持者が負担し、新居浜市に支払うもので、まもなく協議が整う予定である。

#### <環境部>

議案第10号、「新居浜市環境保全基金条例の制定について」説明する。地球温暖化が急速に進む中、今一度、私たちの暮らしを見直し、かけがえのない地球環境を未来に引き継ぐための環境施策を推進することを目的とした基金を設置するため、条例を制定し、この目的に賛同いただけます市民、事業者、団体などからも寄付を受け付けることができるようにしようとするものである。条例の内容としては、第1条では、設置目的、第2条では、基金の積立方法、第3条では、基金の管理方法、第4条では、基金の運用から生ずる収益の処理方法、第5条では、財政上必要がある場合、基金の繰替運用ができること、第6条では、基金の処分について、第7条では、条例の施行に関する必要事項の委任についてそれぞれ定めるものである。なお、この条例は、平成22年4月1日から施行したいと考えている。

#### <水道局>

水道局の予算議案2件について説明する。

最初に、議案第23号、平成22年度新居浜市水道事業会計予算について説明する。まず、平成22年度予算の特徴を二つ挙げる。1点目は、水道料金等徴収及び電子計算処理業務委託（包括的業務委託）を開始し、「経営の改善を推進する予算」としている。2点目は、新山根配水池等築造実施設計費の計上、配水管等漏水調査業務の効率的な運用、小口径（φ50mm）の給配水管について、耐震性のポリエチレン管の採用など、給水の安定に向けた取組を着実、計画的に実行し、「災害に強い水道を目指す予算」としている。事業の基本となる業務の予定量は、53,176戸の利用者に、1日あたり平均40,454m<sup>3</sup>、年間1,476万5,708m<sup>3</sup>を給水する計画である。1日あたりの平均給水量は、人口の減少、環境意識の高まり等により前年度に比べ542m<sup>3</sup>減少の見込みである。

次に、財政収支であるが、「収益的収入及び支出」は、支出（事業の経営に要する費用）は、18億721万9千円で、これを賄う収入は水道料金等18億6,516万円で、差引、税込みで5,794万1千円の純利益を見込んだ予算となっている。水道料金収入は、前年度に比べ4,473万8千円の減少見込みである。

「資本的収入及び支出」については、企業債、工事分担金など2億7,719万円の収入に対し、建設改良費9億383万5千円及び企業債償還金2億7,180万7千円、合計11億7,564万2千円の支出となっており、差引不足額8億9,845万2千円は、損益勘定留保資金等で補てんする。

建設改良費では、新山根配水池、中継ポンプ場及び船木配水池の実実施設計や下水道、道路事業関連の配水管布設替工事、並びに老朽配水管の更新整備を予定している。

収益的支出と資本的支出を合わせた歳出予算の規模は、29億8,286万1千円で、前年度と比較して2,634万2千円、0.9%増加している。

次に、議案第24号、平成22年度新居浜市工業用水道事業会計予算について説明する。土地区画整理事業に関連した駅北側、JR敷地、南側の配水管布設替工事は、現在施工中で今年度末に完成予定である。平成22年度以降は施設の維持管理が中心となる。業務の予定量であるが、住友企業3事業所へ日量46,600m<sup>3</sup>、年間1,561万1,000m<sup>3</sup>の給水を予定している。

収益的収支は、収入は2億3,488万5千円、支出が2億2,013万1千円、差引、税込みで1,475万4千円の純利益を見込んでいる。

資本的収支では、分担金等の収入はゼロで、支出が7,093万9千円で、差引不足額7,093万9千円は損益勘定留保資金等で補てんする。

施設整備計画として鹿森ダム改良工事負担金のほか、配水管の電動弁更新工事等を予定している。収益的支出と資本的支出を合わせた歳出予算の規模は、2億9,107万円で、土地区画整理事業関連の建設改良費が減少したため、対前年度比1億4,952万3千円、33.9%の減となっている。

市長 今、説明があったように非常に財政規模の大きい積極的な予算となっている。市が直接行なう分と補助を通じて行なう分、介護施設、老人施設、学校、児童関係など福祉や教育の施設整備を積極的に行なうことになるし、非常に不景気な時代であるので、それらの事業がほとんど地域での事業所に対しての波及効果もあると思うので、そういう姿勢で臨むので、いろいろ準備があると思うのでのでよろしく願います。

## (2) 議会答弁課題進捗状況について (関係部局)

市長 議会答弁課題進捗状況について、今回、特に報告が必要と考える項目について、項目を絞って簡潔に説明をお願いします。企画部から順番にお願いします。

<別添資料、議会答弁課題進捗状況一覧表に沿って説明>

<企画部長>

企画部から4件説明する。

2番の新居浜市の顔とまちづくりということで、駅舎の改修が新たに答弁課題となった。駅舎の改修については、早急に対応するという答弁をしているので、平成22年度の駅舎の改修を目指して積極的に働きかけを行なっていきたい。

10番のアセットマネジメント、これは従来からの課題であるが、23年度スタートする第五次長期総合計画策定のなかで庁内のプロジェクトチームを設置し、具体的な導入について検討しており、第五次長期総合計画では、重点的に推進していきたい。

11番、使用料・手数料の見直しについては、全般的な見直しまではできなかったが、教育委員会が中心となって見直しをし、議会へ提案を行なったということで完了としたい。今後とも負担の検討は必要であるとの認識である。

31番の公的資金の繰上償還については、一応21年度で繰上償還は終わる。ただし、22年度から新たに3年間繰上償還を実施するということだが、答弁課題の繰上償還については、21年度

で一応終了するので完了としたい。

<総務部>

総務部から、4件報告する。

まず、項目番号4番の、郷桧の端線の進捗状況についてである。平成17年度から、隣接する地権者と市有地の境界確定交渉を繰り返し、平成18年11月16日に境界確定に至った。平成19年度は、県の都合で、事業全体が遅延していたが、平成20年度末に、境界確定した起業地内における市有地の土地売買に関する契約を行った。現在は、県による起業地関係の分筆登記が完了、「土地売買に関する契約書」で、移転義務が課せられている、建物、工作物、立木等の撤去の委託事業を実施し、10月末日に撤去等が完了したため、年度内にも起業地の土地代金及び補償金が、支払われる見込みとなっていることから郷桧の端線の進捗状況については完了とする。

次に、項目番号26番の緑のカーテンについては、福祉課南側へネットを設置し、ヘチマ、ゴーヤの定植を行い、夏季における緑のカーテン事業を実施した。明確な検証結果は得られませんでした。福祉課職員から、日陰となったことなどから多少涼しく感じられたとの声があった。ネットが常設されており、次年度も限定的、実験的に実施する予定であるが、緑のカーテンについては、完了とする。

次に、項目番号29番の夜間の受付窓口の改善については、7月20日に、階段の手摺を設置し、8月3日に、階段に滑り止めの改良を実施した。また、インタホンの移設、更新を1月16日に行ったので、完了とする。

次に、項目番号30番の工事監督員と検査員の併任については、平成21年12月議会において、併任している職員については、今後、検討するとの答弁を行った。対応として、平成22年1月、各事業担当課長に副課長職の工事検査員について、各課の業務状況から工事監督員発令が必要かどうか聞き取りを行った。その結果、2月2日現在、副課長職の検査員21名のうち、14名について監督員発令が必要との回答があった。現状では検査員発令ができるのは7名となるが、繁忙期である年度末等の検査対応は厳しい状況と思われる。新年度に再度聞き取りを行い、平成22年度の工事検査員の発令について判断していく。

<福祉部>

福祉部から5件報告する。

まず、13番の第三者評価制度をともに創り上げていくという課題であるが、これについては、民営化を1年経過した保育所について、第三者評価を実施するという事で、平成21年度は、新居浜八雲保育園の第三者評価を実施した。今後については、21年4月に民間移管した新居浜南沢津保育園について22年度に第三者評価を実施する予定である。

次に、34番の新居浜八雲保育園の十分な民営化後の検証を実施したうえで中萩保育園・新居浜保育園の民営化計画を見直すという答弁課題であるが、これについては、平成21年度に新居浜八雲保育園の第三者評価を実施し、その検証に基づいて民営化を見直すという結果になっている。残る中萩保育園・新居浜保育園の民営化については、できる限り早い時期に民間移管を進めることが望ましいと決定した。今後の見通しとしては、平成24年4月に中萩保育園、平成25年4月に新

居浜保育園を民間移管する計画として、今後は保護者、議会への十分な説明、意見聴取により、円滑な移管に向けた作業を進めていく。

次に、36番の介護支援ボランティア制度の導入であるが、この対応については、介護支援ボランティア制度について企財会で審議を行なった結果、平成22年度当初予算要望において、「制度設計が難しいため今後の検討課題とする」ということで決定されたので、この件については、福祉部としては、一応この進捗状況については完了としたい。なお、今後については、今後の共助社会の構築ためにはやはりこの制度は重要な位置づけになることが考えられるので、今後は全庁的な取り組みが必要であると考えている。

次に、37番の障害者自立支援対策臨時交付金事業については、本年度9月補正で対応したので完了とする。

次に、39番の緊急・救急体制であるが、119番の緊急通報にかかる通報システム、通称「ガチャピー」の取り扱い、普及ということであるが、この対応については、消防と連携を図ることで障害者団体に説明会を行なった。今後、普及啓発に努めていくということであるが、1月5日に心身障害者（児）団体連合会の理事会において説明を行ない、普及のお願いをした。また、1月20日に対象者に登録案内を行った。平成22年1月1日現在の65歳未満の視覚障害者、言語機能障害者、音声機能障害者、そしゃく機能障害者に登録案内の発送を行なった。その結果に基づいて、2月16日にガチャピーの登録希望者について、登録をするという予定にしている。現在で16名の登録希望者があり、対応していきたい。

<市民部長>

市民部から4件報告する。

まず、10番、11番であるが、女性の参画率の50%に向けての促進ということである。「審議会等への女性の登用促進要綱」に基づき、参画率50%未満の審議会を対象に、平成22年2月に各担当課所長とのヒアリングを行ない、現状を聞く中で、変更できるものについては強く協力を求めた。審議会等の特性上、団体や会社の長・役員等が委員として選出される審議会等については、現状として出身母体に女性役職がない場合が多く、女性が委員として選出されていない。また高い専門知識を必要とする審議会については、女性の有資格者が少なく登用が遅れている。特に、新居浜市の審議会等については、委員を医師会や連合自治会へ選出依頼している場合、男性が理事や役員を多数占めているこれらの団体からは、女性委員が選出されることは稀であり、女性の登用への高い障壁となっている。今回のヒアリングを実施した結果、平成23年度末までの間、委員の改選等を通して約38%になる見込みである。今後とも、50%に向けて各課所での働きかけをお願いする。

次に、23番のワンストップサービスであるが、平成21年11月17日から遺族の立場に立った「死亡に係る諸手続きのサポートシステム」の試行を行なっているが、市民の方からは大変好評ということである。

次に、27番の住宅新築資金等貸付事業であるが、副市長会で求めていた県下全市町に連絡協議会への参加と会則等の最終的な照会を行なった結果、11市5町から参加の回答があった。平成2

2年度に愛媛県住宅新築資金等償還事務市町連絡協議会を設置し、鋭意努力していきたい。

次に、28番のセクシュアル・パワーハラスメントについての関係各課の協力体制の質問である。これについては、人権擁護課、商工労政課、広報相談課、男女共同参画課等でいろいろな相談に関する所掌事務等について結論が出ているので、その方向で相談者が相談に来た場合には対応していくということで、この件については、完了としたい。

<環境部長>

環境部からは2件説明する。

3番沢津垣生海岸についてと14番防災（国領川堆積土砂）について一括して説明する。

3番の一番下の平成21年12月議会で加藤議員が質問したことに対し、県からは沢津垣生間の海岸保全事業は終了しているとの回答があり、市としては今後注意を払い影響が出る前に県に要望する。また、14番の一番下の平成21年12月議会で高橋議員が質問したことに対し、国領川等県管理河川の堆積土砂撤去は県に対応していただき、市としては引き続き県に要望し、関係機関や庁内部局と調整を図ると答弁した2件について、平成22年2月5日東予地方局、市、連合自治会で沢津海岸の現地調査を行い、護岸が安全であることを確認した。また、国領川堆積土砂について県は、新居浜東港線の盛土材として平成22年度から受け入れできるとのことであった。

<経済部総括次長>

経済部からは4件説明する。

まず、7番の筏津山荘改築事業については、（有）悠楽技の役員会において、組織、運営等の抜本的な改革案を3月までにまとめることとなり、次年度の当初から実際的に（有）悠楽技の組織、運営等の改革が進められるよう取り組む。これに伴い、筏津山荘の建て替えについても、役員会、並びに地域審議会の同意を十分得て、取り組んでいきたいと考えている。

次に、10番、11番の地域循環バスの導入について、一括して説明する。昨年度、公共交通機関の空白地帯に対してアンケート調査をとり、阿島・荷内地区、船木地区、萩生・大生院地区の動向を調べたところであるが、それらの結果を踏まえ、平成22年度後半からの試走を目標に運輸局、タクシー事業者、バス事業者との協議を進めていきたいと考えている。

次に、16番の農業政策のうち、地産地消、耕作放棄地の解消であるが、耕作放棄地を学校給食食材提供農園として再生できないか、JA新居浜市組合長の意見をきいたところであるが、耕作放棄地対策は、JAとしても取り組まなければならない課題であり、学校給食への食材提供については、米の取り扱いを含めて検討しなければならないが、JAも協力していきたいとの意見であった。これらのことを踏まえ、平成22年度から耕作放棄地の一部でも再生できるよう、引き続きJA新居浜市や農家と協議を進める。併せて、別子山地域においても同様な取組みを次年度から進めていきたい。

次に、17番については、別子山地区住民の公共交通機関の確保ということで、現況のバス及び四国中央市方面のバスについても本年5月から運行していきたいと考えている。

<建設部長>

建設部からは4件報告する。

まず、27番の橋の安全性については、今年度、橋長5m以上の174橋梁について点検を実施し、橋梁長寿命化修繕計画を策定中である。年度内に完成予定である。策定した長寿命化修繕計画を基に、具体的な修繕実施計画を企財会に諮る予定である。今年度中に修繕計画が完了予定になっていることから、議会答弁課題から完了ということで削除したいと考えている。

次に、28番の通学路の安全及び32番の市民文化センター及び中央公園東側路上一時駐車については、本年1月から3月10日までの期間で、歩車道分離用ブロックの設置及び自歩道カラー表示の工事を実施中で、工事完了に伴い、自転車歩行者通行帯として供用する予定である。そのようなことから、議会答弁課題から完了ということで削除したいと考えている。

次に、41番の駅前ロータリーの市民像の取扱いについては、12月議会での新規答弁課題として掲載した。今後については、平成22年度に交通広場を整備する中で、市のシンボルとして相応しい設置場所を検討してまいりたいと考えている。

次に、42番の中萩きらきら公園における人工芝グラウンドの夜間照明については、24番の快適な生活空間の形成に関連するが、12月議会での新規答弁課題として掲載した。現在、夜間利用のための照明設置について、地元自治会及び隣接住民と協議を行っているところであるが、先日、県病院との協議が整ったことから、今年度工事で照明設備を追加施工する予定であり、来年度早々に完成するものと考えている。

市長 彼の部局は、課題はあるが、今回は報告なしということでよいか。

それでは、後のフォローを引き続いてお願いします。

次は、平成22年度の施政方針（案）である。企画部から説明をお願いします。

<企画部長>

平成22年度の施政方針（案）概要については、前回の庁議で確認や訂正のお願いをし、その後、訂正された案を元に、市長とも協議しながら、各部局と事務局で最終的な詰めをさせていただき、いま、画面に出ている最終案を作成した。

前回の庁議でも説明をしたが、「はじめに」と「終わりに」が入った全文については、議会の当日に配布をし、市長が所信を申し上げることになる。事前に概要版も配布し、既に確認していただいていると思うが、本日の15時までなら変更も可能であるので、意見をいただきたい。

市長 事前に何度も見ていただいているが、最終的には本日の15時までということということでお願いしたい。

本日の議題は以上である。連絡事項に移る。

### 3 連絡事項

(1) 平成22年度定員管理計画について (総務部)

市長 平成22年度定員管理計画について、総務部から説明をお願いします。

<別添資料、平成22年度定員管理計画関係資料に沿って説明>

<総務部長>

平成22年度の定員管理計画について説明する。平成22年4月1日の職員数は、902人を予定している。この人数は、平成21年度当初の908人と比較して、6人の減員となっており、増減内訳としては、退職者が再任用の退職者を含めた28人に対して、新規採用者数は、再任用職員

を含めた22人となっている。なお、平成22年度は、集中改革プランに基づく定員削減の目標年度となっているが、目標値である平成17年4月1日と比較して5%、49人に対して、6.5%、63人の減員となっており、14人の上乗せとなっている。

このような中で、平成22年度の定員管理については、各部局から多くの増員要望があったが、政策広報機能の強化や滞納整理の推進などのための組織機構改革、あるいは、国体準備事務や環境自治体会議などの新規事業への対応も必要であるため、一部の課での増員しか出来ないという状況になっている。従って、各部局長におかれては、限られた人材を、より効果効率的に活用していただくことを願います。

それでは、部局ごとに変更のあった課所について説明する。

まず、企画部については、総合政策課が国勢調査事務、国体準備事務や組織機構改革などにより4人の増員、行政改革推進課が機構改革によりなくなり、新たに設置される秘書広報課が8人となっている。

次に、総務部については、総務課が障害者雇用事務により1人の増員、市民税課が定員外職員の退職により1人の減員、収税課が愛媛地方税滞納整理機構への派遣中止により1人の減員、新たに設置される債権管理対策室が3人となっている。

次に、福祉部については、福祉課が生活保護ケースワーカー1人の増員、児童福祉課については、育児休業等により児童福祉課付けになっている保育士2人が復職等になるが、その内1人は保育園に、もう1人は児童福祉課に子育て支援強化のために増員する。保育園については、退職者と採用者により1人の減員となりますが、児童福祉課付けの復職者1人を配置することにより、増減はない。

次に、市民部については、市民活動推進課が消費生活事務により1人の増員、広報相談課は組織機構改革によりなくなる。

次に、環境部については、環境保全課が環境自治体会議により2人の増員となっている。

次に、経済部については、増減はない。

次に、建設部については、区画整理課が1人の増員、道路課が1人の減員となっておりますが、愛媛県との人事交流による職員1人を配置する予定になっている。

次に、出納室、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局については、増減はない。

次に、教育委員会事務局については、公民館が地域主導型公民館への移行により6人の減員、王子幼稚園が退職者不補充により1人の減員となっている。

次に、消防本部については、総務警防課が愛媛県航空隊への派遣中止により1人の減員、予防課が1人の増員、通信指令室が新たに通信指令課になり、7人を配置することに伴い、北消防署消防課が7人の減員、南消防署消防課が1人の増員となっている。

次に、港務局事務局については、増減はない。

次に、水道局については、総務料金課が包括的業務委託により3人の減員となっている。

以上、説明したが、退職者の再任用等により正規職員の配置が変更される場合があるので、ご了承

解をお願いする。また、不明な点があれば、人事課へ問い合わせをお願いする。なお、部局内での課の人員は、部局長の権限で変更していただいて構わないが、変更する場合は、変更内容を人事課へ文書で2月19日金曜日までに提出をお願いする。

市長 冒頭に総務部長も言ったが、それぞれの増員要望もあるが、限られたなかで重点的な配分としている。集中改革プランも目標を上回るということになったが、この間、の保育園の民間移管、また、公民館の地域主導型の移管というものが数としては大きな要因である。職員的には、非常に厳しい状況になってきているというのは、職員組合との話や職員とのヒアリングを通じて充分に感じているので、今後、様々な、正規職員とまた再雇用であったり、来年は県から1人土木技術職員を受け入れるというようなこととか、いろいろな工夫もしながら対応はしていきたいと思う。しんどいこともあると思うが、部局長の皆さんには理解をいただきたいと思う。また、個別には、全体の数は、増える事はないが、何かの相談があれば、副市長のほうにしていきたい。なお、追加募集をしている職員は、2人は採用するということで、今月また面接を行う。計画には、この2人までの採用は見込んでいます。では、以上よろしくをお願いします。

他に連絡事項はあるか。なければ、第12回庁議を終わる。